

August 2013

vol. 216

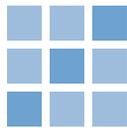
今月のトピックス

台湾と中国がサービス貿易協定に調印、
地域経済統合参与への足がかりとなるか
飛躍する台湾産業
自動化が進む台湾機械産業
台湾進出ガイド
台湾と日本の会計制度比較(2)

日本企業から見た台湾

～郡宏光電(股)有限公司 総経理
村上誠一氏インタビュー～
ITOフィルムの開発・生産拠点として
台湾を活用するグンゼ
台湾マクロ経済指標
インフォメーション

【今月のトピックス】



台湾と中国がサービス貿易協定に調印、 地域経済統合参与への足がかりとなるか

台湾と中国大陸の間の「海峽兩岸サービス貿易協定(協定)」が6月21日に締結され、今年末までに発効する見通しである。馬英九政権が台湾経済の発展促進に向けた重要な施策と位置付けるこの協定は、双方が2009年に調印した「海峽兩岸経済協力枠組み架構協議(ECFA)」における4番目の協定でECFAの後続協議としては最優先と見なされると同時に、世界貿易機関(WTO)のサービス貿易に関する一般協定(GATS)を基にしたものである。内容はWTOのサービス分類である11分類を中心とし、中でも独資、合弁、パートナーシップの形式で事業拠点を設けサービスを行うことを相互に認めるとする開放内容が特に注目される。同協定が円滑に発効すれば、台湾のアジア地域経済統合参与への一助となると考えられており、多くの在台日系企業にとって、台湾を中国市場および東南アジア市場開拓の基地とすることを視野に入れた台湾企業との協力も検討できるであろう。

兩岸サービス貿易協定とは

中台間の「海峽兩岸サービス貿易協定」は、馬政権が台湾経済の発展促進に向けた重要な施策と位置付けている。アジアは、サービス貿易がまさに花開く時期を迎え、域内のサービス貿易輸出額が世界全体に占める割合は2005年の26.7%から11年には27.8%へ、同じく輸入額は30.2%から34%へと拡大し、世界でもその役割の重要性が日増しに高まっている。

国際通貨基金(IMF)による2012年の域内総生産(GDP)統計によると、台湾のサービス部門の対GDP比が66.9%に達しているのに対し、中国は44.6%にとどまっている。しかし、依然として経済発展が続く中国では、この比重がさらに高まる傾向にあり、加えて台湾のサービス業が比較的成熟していることから、台湾企業が強みを生かし中国市場に切り込めば、サービス業の輸出強化を通じ台湾経済の発展につなげることができる。

「兩岸サービス貿易協定」では、双方が多くの業種で規制を緩和、開放範囲を拡大し、同分野での双方の協力を促すとされている。中国は80項目、台湾は64項目を相手方に開放し、その市場は実務、通信、建築、流通、環境、健康・社会、観光、娯楽・文化・スポーツ、運輸、金融など幅広い業界にわたる。中国が台湾に開放する80項目のうち、66項目は中国が香港およびマカオとそれぞれ

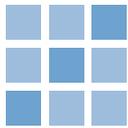
締結した経済連携緊密化取決(CEPA)の待遇を上回る好条件となっている。

協定調印までの流れと今後の展開

「兩岸サービス貿易協定」は、台湾と中国が2009年に交わしたECFAの第4条と、WTOのGATSを基礎としたものであり、双方がECFAの枠組みのもと、優先的に締結することで合意した項目であった。

東アジアでは近年、各国が積極的に自由貿易協定(FTA)を締結する流れにある。東南アジア諸国連合(ASEAN)自由貿易地域やASEANプラス1(ASEAN10カ国と中国)、ASEANプラス3(同前10カ国と中国、日本、韓国)の確立で、ASEAN10カ国と中国、日本、韓国が自由貿易圏を形成し、最恵国待遇のゼロ関税の恩恵を受ける動きが進む中、政治的に国際社会に認められることが難しい台湾は、貿易の面で蚊帳の外に置かれかねない。そこで、中国との交渉を通じて世界貿易体系の一員となることが必須であるとの認識のもと、ECFA調印に踏み切った。物品貿易のみならず、サービス貿易協定が最重要項目として検討されている。

兩岸サービス貿易協定の締結は、ECFAの合意内容を引き継ぐだけでなく、台湾にとっては、対中国の貿易障壁を取り除き、世界貿易に参加するとの決断を国際社会に向け発信することを



【 今月のトピックス 】
台湾と中国がサービス貿易協定に調印、
地域経済統合参与への足がかりとなるか

意味する。同協定はWTOのGATS第5条に依拠する初めての貿易協定であり、発効すればWTOへの報告を通じ、台湾が積極的に地域経済統合に参与することを表明し、東アジア地域包括的経済連携(RECP)や、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)といった地域経済自由化の枠組み参与の一助となるものである。

サービス貿易協定の具体内容

金融業の開放など、同協定には実務サービス、通信サービス、建設サービス、流通サービス、環境サービス、金融サービス、健康・社会事業サービス、観光・旅行サービス、娯楽・文化・スポーツサービス、運送サービス、その他のWTOのサービス分類に基づく11分類をカバーする内容が盛り込まれている。特に注目される開放内容は、事業拠点の形式であり、独資、合弁、パートナーシップの形式で拠点を設けサービスを行うことを相互に認めている。中でも、台湾のオンラインモール事業者は、中国の福建省において出資比率55%以下での拠点設立が可能となり、中国側の開放項目で最も大きな注目を集めている。(表1)

また双方が市場開放するサービス提供者の定義には別途取決めがある。サービスを提供する自然人は、台湾または中国のいずれかの身分を持ち、サービスを提供する企業において、いずれかに実体のある事業体を設立していること、実務サービス従事者はいずれかで登記があり、且つ関連サービスを継続的に3年

以上行っている実績が必要である。建築関連については、5年間の継続的な事業運営実績が必要である。

日本企業にとってのチャンス

先ごろ、日中韓は三国間FTAに向けた3者交渉の第2回目を終えた。WTOやアジアのFTAにおいて、中国がサービス貿易で開放しているのは、実務、環境、健康・社会、観光・旅行、娯楽・文化・スポーツ、運送でWTOの11分類のうち6分類にとどまっている。つまり、サービス貿易の輸出競争において、今後台湾が要となる役割を担うチャンスもある。

一方で、日本のサービス業の中には台湾で長年事業を行っている企業も少なくない。こうした企業が、今回の中台の大幅なサービス貿易開放を機に、台湾を足掛かりとして中国市場へ進出することも考えられる。将来的にはさらに、台湾を日本企業にとってのアジア事業展開のハブとし、独自に、または台湾企業との提携を通じ、東南アジア市場の開拓にも取り組めるであろう。

台湾のサービス業は充分成熟し、各方面の人的リソースも極めて豊富である。現時点でまだ台湾に進出していない日本のサービス事業者も、台湾を海外投資のスタート地点と定め、中国事業の実現可能性を高めることもできるであろう。

(陳亭方 : t-chen@nri.co.jp)

表1 : 両岸サービス貿易の主な開放項目

サービス分類	台湾が中国に開放する項目	中国が台湾に開放する内容
実務	電子計算機、航空機、自家用小型車リース、電信・電力以外の設備リース、その他実務サービス(市場研究、分析、コンサルティング、印刷、出版など)	会計監査、建設、計算機と関連サービス、不動産、その他実務サービス(市場調査・研究、技術検査、建築物清掃、撮影、印刷、見本市・展示会など)
通信	クーリエサービス、一般ネットワーク、映像産業	オンラインモール事業者は福建省での拠点設立可(持ち株比率55%まで)、娯楽・映像販売
建設	建設業、改修および内・外装業	建設工事(工事入札を含む)
流通	卸売(農産物を除く)、小売(薬局を除く)、取次ぎ販売	卸小売(中国での拠点設置につき30社まで独資可能)
環境	汚水処理、廃棄物処理	汚物排泄、固体・気体・騒音・廃棄物処理、衛生
健康・社会事業	高齢者センター(要合弁)、医療機関(要合弁)、医療設備リース	医療、社会福祉(広東省と福建省に限る)
観光・旅行	宿泊施設、飲食施設、旅行社(上限3社)	旅行
娯楽・文化・スポーツ	劇場・コンサートホール(要合弁)、体育施設、テーマパーク	音楽、劇場、体育施設(ゴルフ場を除く)
運送	海運(要合弁)、航空運輸、貨物流通センター(要合弁かつ出資比率10%まで)、道路運輸と支援(ターミナル、道路・橋・トンネル管理、駐車場など)	港湾貨物積卸(福建省に限る)、道路旅客・貨物輸送(旅客・貨物ステーションを含む、旅客運送は要合弁)
その他	クリーニング、理美容、葬儀、オンラインゲームの制作と研究・開発	商標代理、葬儀

出典 : 公開データを基にNRI整理

飛躍する台湾産業



自動化が進む台湾機械産業

中国大陸は製造業の有望市場として過去大きく成長してきており、今後も一大生産拠点としての役割を担うと考えられる。しかし、昨今中国大陸にて人件費をはじめとする労働コストが急激に上昇しており、当該市場の牽引役であった台湾企業の一部は、生産コスト増加を嫌い台湾に生産回帰をする動きがみられる。この際に、中国大陸での手作業が介在する生産から、台湾にて生産工程自動化を導入する動きがみられる。本稿では、こうした市場変化に伴う日本企業(自動化システムベンダーや産業ロボットメーカー等)にとっての事業機会を紹介する。

中国から台湾への生産回帰

中国大陸の人件費増加率は高く、ここ数年で台湾での人件費を越すと言われている。台湾企業が中国大陸に進出した理由の一つは、中国大陸における安価な人件費を活かした低コスト生産にあったため、台湾企業にとって中国大陸での生産メリットが大きく低下したことになる。また、昨今ではECFA(海峽兩岸經濟合作架構協議、Economic Cooperation Framework Agreement)の締結により、今後数年間で台湾国内から中国大陸に向けて多くの生産品目を無関税で輸出をできるようになり、台湾内で生産しても事業全体として低コストを実現可能な環境が整ってきている。

こうした理由から、台湾企業が中国大陸から台湾に生産回帰を行う動きが出始めている。

高付加価値化に向けた自動化

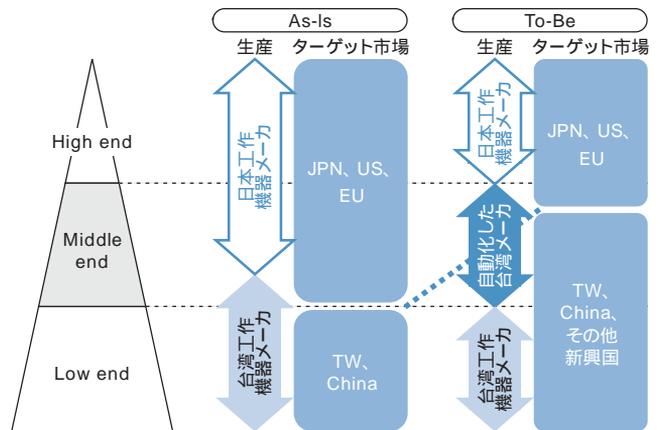
しかし、台湾企業の中国大陸での生産の大部分は、多くの従業員を導入した工程を採用しており、同じ生産工程を台湾に移設しても製品品質や収益の改善は期待できない。

一方、中国地場メーカーが台湾企業を生産方式を参考にして、量・質共にキャッチアップしていることが台湾企業にとって大きな脅威となっている。特に、台湾の機械産業の特徴として、製品は単品であることが多く、生産ライン全体の設計や機械同士の協調動作等の高度な製品を生産するエンジニアリング技術が日本ほど定着していないことから、中国企業のキャッチアップを容易(機器単体での性能・コスト勝負)にしている。

上記の理由から、台湾企業が台湾にて生産回帰する際には、製品の品質向上(高付加価値化)と生産工程の効率化とを実現できる「自動化」を進めることが必要となる。

更にこの自動化は、日本企業にとってミドルエンド製品を台湾企業に生産委託(もしくはJVでの共同生産)する際にも非常に重要な動きと言える(図1)。

図1: 将来の日台連携のあるべき姿



・日本の製造ノウハウを活用したパートナー選択により Middle end 製品を台湾で生産
 ・将来の新興国需要を見越して、台湾を当該市場向けの生産拠点として位置付ける
 出所)NRI

リーン生産への注力

自動化を進めることは、本質的な人件費削減よりも、無駄の無い生産体制(リーン生産)による全体の生産コスト削減と製品品質の向上との両立の意義が大きい。

上述した様に、従来の台湾企業を生産体制は人手に依存したものが多かったが、最近では中国企業との差別化を図り歩留まり向上や品質向上を目指すためのリーン生産のニーズが高まっている。

例えば、財団法人中衛発展中心が支援しているMチームは、工作機械42社がコンソーシアムを組み、TPS(Toyota Production System)を導入することでリーン生産を実現している。実際、この取組みを通じて生産品目の品質向上に伴う単価増加、Mチーム参加企業の収益性向上を目指している。



より効率的なリーン生産実現に向けて、生産ライン全体としての効率化(自動化)が重要な要素の一つとなっている。

ターゲットセグメント

しかしながら、台湾市場では自動化に対応できる技術リソースが足りていない現状がある。PLC(Programmable Logic Controller)をはじめコントローラ関連の技術は、現状でも多くは輸入品に依存しており、自動化を前提としたFA(Factory Automation)システムや産業用ロボットを用いた工程自動化などについては台湾内での生産リソースは非常に限定的である。ここに日本企業(生産システムベンダーや産業用ロボットメーカ等)にとっての事業機会が期待できる。

一方、実際に台湾回帰投資が期待される企業(経済部の優遇措置を受けることができる企業)は、生産ライン自動化による高付加価値化などの効果が見込まれる大規模生産を行う電子デバイス関連の企業が含まれており(表1)、対象企業のみならずサプライヤに対しても生産システム自動化の波及効果が期待できる。

更に、経済部が2012年11月より実施する回帰投資に対する優遇策「**加強推動台商回台投資方案**」の中には、台湾への回帰投資を行った企業に対して、設備輸入に対する関税率優遇など措置もあり、対象企業にとって当該施策が日本からの生産システム導入のインセンティブとして期待できる。

自動化システム新興国進出のゲートウェイとしての台湾

但し、台湾企業の生産体制は、日本企業のそれとは異なる部分が多いため、下記の点に留意した台湾市場向けへのカスタマイズが必要となる。

低価格製造設備を活用してシステム全体の低コスト化

月産100万台レベルの大量生産への対応

システム全体のパッケージ化による中国大陸や他新興国での適用可能性

台湾市場にて求められる自動化システム(ロボットによる工程自動化も含む)は、汎用レベルの製品を低コストで生産できることであり、これに台湾企業のOEMチャネルを組み合わせることで自動化によって作られた製品が全世界にて販売されることになる。つまり、日本企業にとって台湾市場での自動化システム導入は、新興国を中心とするグローバルサプライチェーン向けのシステム構築となり、このノウハウは将来的に新興国市場へのシステム販売に対しても有効なものとなりうる。

生産品目も類似しており、且つ親日国家である台湾にて、自動化生産システムを導入することは、日本企業にとって今後見過ごすことのできない魅力的な機会といえる。

(佐々木健一：k1-sasaki@nri.co.jp)

表1:台湾回帰投資促進策の詳細

目標	総額2,000億台湾元の回帰投資を促進
実施期間	2012年11月1日～2014年12月31日
適用条件	対象企業:海外投資期間が2年以上で、下記の資格要件の内1つ以上に当てはまる企業 投資金額:投資金額が5億元以上(ハイテク産業)または1億元以上(その他の産業) 就業人数:投資完了から1年以内に、域内労働者の採用人数が100人に達すること 期間:資格取得後、3年以内に投資を完了する
資格要件	1. 自社ブランドを有し世界的に販売を行っている 2. グローバルサプライチェーンにおいて重要な役割を担っている 3. 高付加価値製品及びキーコンポーネントを製造している 4. 台湾に研究開発センター(R&Dセンター)または地域統括会社(RHQ)を設置している
現時点で回帰投資優遇が許可された代表的な台湾企業	大立光電(Largan):光学デバイス/可成科技(Catcher):金属筐体/ 日月光半導体(ASE):半導体封止・測定/東陽実業廠(TYG):自動車部品(主にアフターパーツ)/ 聯茂電子(ITEQ):銅箔基板(CCL) など

出所)行政院經濟建設委員会「**加強推動台商回台投資方案**」及び公開情報よりNRI整理

台湾進出ガイド



台湾と日本の会計制度比較(2)

本稿では、引き続き台湾と日本の会計制度の違いについて紹介する。(財務諸表、営業債権、棚卸資産)

テーマ・小分類	台湾 (非公開会社)	日本
4 財務諸表		
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法上の要求書類: 営業報告書、財務諸表、利益分配または損失填補案。 ・財務諸表(商業会計法規定): 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本変動表あるいは利益剰余金処分計算書(損失処理計算書)あるいは損益分配補填表 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法に基づく開示書類: 単体:貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、計算書類の附属明細書 連結:連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表(会計監査人設置会社かつ株式公開会社は作成が強制される) ・金融商品取引法に基づく開示書類: 連結:連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結附属明細表 単体:貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、附属明細表
貸借対照表の表示形式	<ul style="list-style-type: none"> ・資産・負債・株主資本 ・流動固定等分類 ・子会社株式など長期投資は流動資産と固定資産の間に区分して掲記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産・負債・純資産の各部 ・流動固定分類
損益計算書の表示形式	<ul style="list-style-type: none"> ・売上(営業収入)、売上原価(営業成本)、販売費及び一般管理費(営業費用)、営業外収益費用、法人税(所得税費用) ・日本の特別損益に相当するものは通常営業外損益に含める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失、法人税等
5 営業債権		
評価と貸倒引当金	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品として毎期減損の評価を行い、貸倒引当金を計上。 ・貸倒引当金の税務上限度額は売上債権残高の1%、ただし、貸倒の発生比率が高い場合は、前3年度の実際発生平均貸倒比率まで認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計上は債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、当該区分に応じて貸倒実績率または個別に回収可能額を見積もって貸倒引当金を計上。 ・税務上は一括評価債権について過去3年間の貸倒実績率により見込まれる損失額について貸倒引当金の損金算入を認める。(中小企業の特例あり)
貸倒損失	<p>税務上の認定要件:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒産、逃亡、更生、和解、破産の宣告又はその他の原因により、債権の全部又は一部が回収不能になった場合。 2 債権のうち2年以上にわたり催促しても、なお元金又は利息を回収できなかった場合。 	<p>税務上の認定要件:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 更生、清算、整理、破産など法的原因や債権者協議による債権の切捨て。 2 債務者の状態により債権の全額が回収不能。 3 取引停止後1年以上経過している場合など。
6 棚卸資産		
評価方法と評価基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 評価方法 個別法、移動平均法、加重平均法(原則)、先入先出法、その他主務機関が認定した方法。 2 評価基準 低価法を原則とする。 (ただし、税務上は異議を唱えられる可能性がある。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 評価方法 個別法、総平均法、移動平均法、先入先出法、最終仕入原価法(税務上はOKだが会計上は原則認められない)、売価還元法 2 評価基準 会計上原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)が強制される。税務上は原価法もしくは低価法を選択適用
低価法による評価(簿価切下げ額)及び処理	<ol style="list-style-type: none"> 1 評価 正味売却価額 2 処理 評価性引当金による方法、すなわち洗替え低価法のみ。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 評価 正味売却価額を原則とするが、一定の条件下で再調達原価によることも可能。 2 処理 継続適用を要件に資産の種類ごとに洗替法または切放し法が認められる。
廃棄損	<ul style="list-style-type: none"> ・税務上は、先に管轄局へ申請、許可を得て担当官の立会を依頼するか、会計士の立会などの手順を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務上、事前の管轄局への申請、許可は不要。

参考資料：勤業衆信聯合会計事務所編『台湾ビジネスガイド』(2012年9月現在)

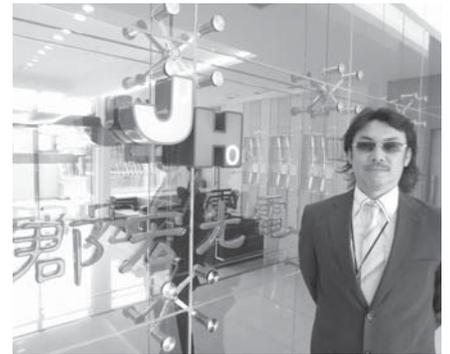
勤業衆信聯合会計事務所 日系企業サービスグループ電話: +886-2-2545-9988

横井雅史(Ext.6914) 宮川明子(Ext.6949) 高尾圭輔(Ext.3904) 田村和也(Ext.3905) 加藤宗一(Ext.3607)

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>

ITOフィルムの開発・生産拠点として台湾を活用するグンゼ

株式会社グンゼは、2008年に台湾企業との合併で台湾現地法人を立ち上げ、近年市場が急激に拡大しているタッチパネルの部材であるITOフィルムの製造販売を行っている。また、台湾拠点は単純な製造拠点としてだけでなく、企画開発機能をも有しており、台湾を基点にその先の韓国や中国の顧客の需要も吸い上げ、効率よく製品開発に反映させている。今回は、株式会社グンゼの台湾現地法人である郡宏光電（股）有限公司の村上総経理を訪ね、台湾事業の位置付けや台湾活用のメリット、今後の事業展開についてお話を伺った。



郡宏光電（股）有限公司 総経理 村上誠一氏

—台湾事業の概要と位置付けについて

株式会社グンゼは、主に3つの事業（アパレル事業、機能ソリューション事業、ライフクリエイティブ事業）から構成されており、郡宏光電（以下、当社）は、機能ソリューション事業の電子部品分野の製品を取り扱っています。主要製品は、タッチパネルなどに使われるITOフィルム（酸化インジウム錫でコーティングされた透明な導電性フィルム）です。2008年に、台湾企業の華宏新技（股）有限公司と合併にて現地法人を設立しました。2009年9月、華宏新技の敷地内に工場が完成し、2012年6月に生産を開始しました。現在の当社の従業員数は106名程で、内2人が日本人という体制です。電子部品製造が盛んな台湾に拠点を構えることで、現地地で得られた情報を開発へ効率よくフィードバックさせることができ、台湾拠点が様々な情報を集める役割を担っています。私以外の日本人として開発部門の人材がおり、台湾拠点は単なる製造拠点としてだけでなく、企画開発機能を持つ拠点として位置付けています。

一方、台湾は必ずしも最終消費地ではなく、生産された製品の大部分は海外に輸出されています。そのため、当社の工場は、保税工場（保税の状態です輸入原材料や中間製品を加工する工場）の認定を取得しています。

—台湾進出の経緯について

2007年頃から、アップル社のiPhoneの登場などにより、タッチパネルの市場が大きく成長し始めました。そこで、グンゼはタッチパネル材料について国内生産だけに頼るのではなく、積極的に海外に生産工場を構え本格的に量産することを検討し始めました。また、同時に事業の垂直立ち上げを目指して、地場企業との合併の形での展開を決断しました。当社の合併相手である華宏新技以外にも、台湾に1社、韓国に1社、中国に1社を検討して

いましたが、台湾地場の大型タッチパネルメーカーへの販路や日系企業との連携実績等を検討した上で華宏新技を合併相手に選びました。

—台湾の市場環境について

当社は、ITOフィルムの製造・開発などを台湾拠点で行っていますが、ITOフィルムに使われるPETフィルムやスパッタリングに用いるコーティング材料は、日本からの輸入で対応しています。一部台湾企業からも調達していますが、当社が求める品質を満たす材料を台湾で調達することはまだ難しいのが現状です。また、台湾の地場メーカーでも、ITOフィルムを製造する企業はありますが、品質的には日本企業の優位性は依然として高いと見ています。

このような差が存在する理由として、日本企業と台湾企業の開発に対する考え方の相違が挙げられます。台湾企業は、開発などの間接費を削減し製造に注力することで、全体の製造コストの圧縮を目指す傾向がありますが、日本企業は開発に人員、時間、予算を投資して事業を行います。台湾の技術者はとても優秀ですが、管理者が短期的な結果を求めすぎると、開発力が強化されにくい傾向があります。

当社は、台湾企業との合併ですが、開発に注力して事業を行っています。当社の企画開発機能は、台湾拠点設立後1～2年の間に移管してきており、研究開発用のラボも工場内に設けています。

—合併先との役割分担について

合併先である華宏新技は、電子部品の材料加工を得意としている企業であり、主に導光板や反射板を製造しています。当社の出資比率は、51：49でグンゼがメジャー出資であり、董事の数も3：2でグンゼが過半数をとっています。一方で、董事長は華宏から選出しています。台湾、中国市場における販売を華宏に

日本企業から見た台湾

担当してもらおうことで、当社が独自で販路開拓を行うよりも効率的な販売拡大が可能となっています。一方、上記2市場以外(日本、韓国、アメリカなど)は、グンゼが方向性を主導して販売を行っています。

当社組織の中で、開発については日本人を駐在させていますが、生産、品質管理、管理部門については、華宏新技から出向してきている人材が担当しており、事業運営を積極的に現地化しています。

台湾を活用するメリットについて

台湾進出の際に合弁形態を選ぶメリットとしては、会社設立から工場の稼働まで、スムーズ且つ短期間で行えた点が挙げられます。華宏新技に政府との強い人脈があったことで、許認可の取得など台湾行政機関との手続きが問題なく進みました。また、工場立ち上げのノウハウを豊富に有していた点も大変助かりました。工場の中で鍵になる工程については、当社傘下のグンゼエンジニアリングと地場エンジニアリング企業でやり取りをしながら設計を行いました。その他の部分に関しては、グンゼエンジニアリングが設計図を決めた後は、地場のエンジニアリング会社によってすべて対応して頂けました。

グンゼの強みについて

グンゼは、高いスパッタリングのコア技術を有し製品自体の競争力があるだけでなく、ITOフィルム(材料)からタッチパネル(センサモジュール)まで一貫した事業を行っているため、必要とされているITOフィルムの材料条件がタイムラグなしで把握できる点にあります。グンゼはITOフィルムの材料開発から事業を行っており、その後サプライチェーンの川下に当たるデバイス事業まで展開していきました。

また、各国の液晶メーカーへの幅広い販売チャネルを持っている点も、当社の強みとなっています。台湾企業のフィルムメーカーで、中国系液晶メーカーに販路を持っていた台湾企業は順調な事業を行っていますが、台湾の液晶メーカーにだけ販路を持っていた台湾企業は、台湾の液晶関連事業が落ち込むと同時に、厳しい事業環境に直面しています。当社は、台湾に生産拠点を設けましたが、台湾企業への販売だけを目的としておらず、その他日本企業、韓国企業、中国企業への販売も視野に入れていたため、リスクヘッジが出来ており、順調に事業が拡大しています。

現在の課題について

現時点では、優秀な人材の採用・育成について注力していま

す。台南に工場を構えているため、ハイテク産業の集積地である新竹等と比較した場合、優秀かつ長期で働く人材の採用には多少苦労しています。そこで、現在の取り組みとして桃園や新竹で働いていて、出身地が台湾南部である人材の採用を進めています。以前、北部から優秀な人材を雇ってきたことはありましたが、なかなか定着しなかったことを踏まえて、このような取り組みを行っています。

また、これは課題ではないかもしれませんが、今後事業拡大を検討する際に、台風が多い点や、地震が多い点が多少気になります。現時点で、生産に大きな影響が出たことはありませんが、4年前の駐在第1日目に、台湾南部に大型台風が直撃した際、工場が休みになったことがありました。その時初めて台湾に「台風休み」(台風直撃などが予測された場合、政府の判断により「台風休み」が発令される)がある事を知り、とてもびっくりしました。これらの課題を含めて、今後はリスクヘッジの重要性を意識して展開したいと考えています。

今後の事業展開について

今年2013年には工場拡張のための再投資を行い、2014年の3月には第3ラインを完成させる予定です。工場設立当初から3ラインの設置を予定していたため、現在までは予定どおり順調に生産拡張している状況です。

台湾拠点の生産拡張だけでなく、今後は当社のコア技術であるスパッタリング技術を活用した新しい事業分野にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。具体的には、環境関連のアプリケーションや自動車関連のアプリケーションなどにも取り組んでいければと考えています。

ありがとうございました。

郡宏光電(股)有限公司の基本データ

会社名	郡宏光電股份有限公司
設立	2008年10月
董事長	葉清彬
資本金	7億元
社員数	106名(内、日本人2名)
事業内容	膜付(ITO)フィルムの製造、販売

注)2013年8月時点のデータによる
出所)公開資料及びヒアリングよりNRI整理

台湾マクロ経済指標

年月別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (億米ドル)						物価年増率(%)		為替レート	
	実質GDP (100万元)	経済 成長率(%)		総金額	日本	輸出	年増率(%)	輸入	年増率(%)	貿易収支	年増率(%)	卸売物価	消費者 物価	NTD/USD	JPY/USD
2006年	12,243,471	5.44	4.50	13,969,247	1,591,093	2,240.2	12.9	2,027.0	11.0	213.2	34.8	5.63	0.60	32.53	116.30
2007年	12,975,985	5.98	8.34	15,361,173	999,633	2,466.8	10.1	2,192.5	8.2	274.3	28.6	6.47	1.80	32.84	117.75
2008年	13,070,681	0.73	-1.56	8,237,114	439,667	2,556.3	3.6	2,404.5	9.7	151.8	-44.6	5.15	3.53	31.52	103.36
2009年	12,834,049	-1.81	-7.97	4,797,891	238,961	2,036.7	-20.3	1,743.7	-27.5	293.0	93.0	-8.74	-0.87	33.05	93.57
2010年	14,215,069	10.76	28.60	3,811,565	400,494	2,746.0	34.8	2,512.4	44.1	233.6	-20.3	5.46	0.96	31.64	87.78
2011年	14,792,928	4.07	5.12	4,955,435	444,867	3,082.6	12.3	2,814.4	12.0	268.2	14.8	4.32	1.42	29.46	79.81
2012年															
6月			-2.16	247,071	15,848	243.6	-3.2	217.7	-8.4	25.8	87.5	-1.77	1.77	29.95	79.32
7月			-0.11	429,491	66,145	249.0	-11.5	239.4	-3.2	9.6	-71.5	-1.56	2.46	30.01	78.98
8月	3,814,411	0.73	1.29	289,285	37,581	247.5	-4.0	213.8	-7.6	33.6	27.2	-0.91	3.43	29.99	78.66
9月			3.06	852,445	27,972	271.6	10.3	230.9	1.3	40.6	124.7	-2.35	2.95	29.61	78.17
10月			4.74	366,574	51,154	265.2	-1.9	232.6	-1.8	32.5	-2.6	-3.73	2.33	29.34	78.97
11月	3,955,284	3.97	5.35	329,583	13,088	248.9	0.8	214.9	0.1	34.0	5.7	-3.92	1.59	29.19	80.79
12月			2.54	929,633	13,337	260.8	8.9	219.6	1.6	41.1	77.4	-3.95	1.60	29.12	83.58
1月			20.66	308,910	15,249	256.7	21.7	251.6	22.2	5.1	-0.2	-3.83	1.12	29.18	89.16
2013年															
2月	3,637,682	1.67	-11.84	544,861	23,375	197.3	-15.8	188.1	-8.5	9.2	-67.9	-2.28	2.96	29.67	93.17
3月			-2.98	406,011	41,680	272.1	3.2	240.3	0.2	31.9	33.4	-3.08	1.36	29.80	94.79
4月			-0.97	298,274	35,440	250.4	-1.9	227.8	-8.2	22.7	215.3	-3.08	1.05	29.88	97.70
5月			-1.10	274,477	27,200	363.4	0.9	218.9	-8.0	44.6	91.7	-3.72	0.74	29.89	101.08

出所：中華民国經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

2013年 台北国際電子産業科技展 (TAITRONICS 2013)

概要 台北国際電子産業科技展はエレクトロニクス部品、電源・計測器等を扱う台湾最大級の見本市である。昨年は748社が1,400以上のブースを出展し、海外からも多くのバイヤーが訪れた。同時期に「台湾国際ブロードバンド通信見本市」及び「台湾国際クラウドテクノロジー・ユビキタスネットワーク見本市」も開催される予定で、世界の電子、情報通信、クラウド等、多様な関連メーカーとバイヤーが集結する。詳細は下記サイトまで：
http://www.taitronics.tw/zh_TW/index.html

日時 2013年10月8日(火)～10月11日(金)

出品物及び展示テーマ 受動部品 能動部品 LED部品・アプリケーション 工業用プロセス制御及び製造設備
セル・バッテリー・電源 RFID装置・アプリケーション 電線・ケーブル 等

展示会場 台北世貿南港展覽館(台北市南港区經貿二路1號)

主催 主催：中華民国対外貿易発展協会(TAITRA) 台湾区電機電子工業同業公会

お問合せ及び資料請求 台湾貿易センター(TAITRA)東京事務所
TEL:03-3514-4700 FAX:03-3514-4707 E-mail:tokyo@taitra.gr.jp
中華民国対外貿易発展協会(TAITRA)
TEL:886-2-2725-5200(内線2653:江柏珊) Email:TAITRONICS@taitra.org.tw

ジャパンデスク連絡窓口 (日本語でどうぞ) ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

**經濟部
投資業務処**

台北市館前路71号8F TEL:886-2-2389-2111 / FAX:886-2-2382-0497
担当：陳惠欽 ext.218

**野村総合研究所
台北支店**

台北市敦化北路168号10F-F室 TEL:886-2-2718-7620 / FAX:886-2-2718-7621
担当：田崎嘉邦 ext.130 / 平山直人 ext.135 / 洪采瀾 ext.121

**野村総合研究所
経営コンサルティング部**

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル TEL:03-5533-2709(直通) / FAX:03-5533-2537
担当：杉本洋

● ジャパンデスク専用 E-mail:japandesk@nri.co.jp ● ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。